

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営企料 第1号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺 和弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、

供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）(1)ニ，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款20（臨時電力）(3)イ，供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ，供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合
平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準

燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日いたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日いたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} -$$

基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2025年 7 月の検針日から2025年 8 月の検針日の前日までの期間および2025年 9 月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年 8 月の検針日から2025年 9 月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	7 円 7 7 銭	9 円 3 2 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1 5 円 5 4 銭	1 8 円 6 4 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3 1 円 0 7 銭	3 7 円 2 9 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4 6 円 6 1 銭	5 5 円 9 3 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7 7 円 6 8 銭	9 3 円 2 2 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	7 7 円 6 8 銭	9 3 円 2 2 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 3 円 2 0 銭	2 7 円 8 4 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 6 円 4 0 銭	5 5 円 6 8 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2 3 円 2 0 銭	2 7 円 8 4 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	19円74銭	23円68銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	26円32銭	31円58銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	32円89銭	39円47銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B（脱穀調整需要）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A または供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘
-----------------	-----------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日 に つ き	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	1 3 銭 6 厘
---------------------	-----------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1 (2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

(添 付 書 類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分 および10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭	2円40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	2025年8月分 および10月分 (※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	7円77銭	9円32銭
		10ワットをこえ20ワットまで	〃	7.768	15円54銭	18円64銭
		20ワットをこえ40ワットまで	〃	15.536	31円07銭	37円29銭
		40ワットをこえ60ワットまで	〃	23.304	46円61銭	55円93銭
		60ワットをこえ100ワットまで	〃	38.840	77円68銭	93円22銭
		100ワットをこえる100ワット までごとに	〃	38.840	77円68銭	93円22銭
	小型機器	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	23円20銭	27円84銭
		50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまで	〃	23.202	46円40銭	55円68銭
		100ボルトアンペアをこえる50 ボルトアンペアまでごとに	〃	11.601	23円20銭	27円84銭
臨時電灯A	総容量が50ボルトアンペアま での場合1日につき		1契約	0.313	0円63銭	0円75銭
			〃	0.626	1円25銭	1円50銭
			〃	0.626	1円25銭	1円50銭
			〃	6.260	12円52銭	15円02銭
			〃	6.260	12円52銭	15円02銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	2025年8月分 および10月分 (※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	—	(※3) 6円58銭	(※3) 7円90銭
		1キロワット1日につき	1キロワット	6.579	13円16銭	15円79銭
農事用電力B (脱穀調整需要)		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	1.645	3円29銭	3円95銭
		1キロワットの場合1日につき	〃	3.289	6円58銭	7円89銭
		2キロワットの場合1日につき	〃	6.579	13円16銭	15円79銭
		3キロワットの場合1日につき	〃	9.868	19円74銭	23円68銭
		4キロワットの場合1日につき	〃	13.158	26円32銭	31円58銭
		5キロワットの場合1日につき	〃	16.447	32円89銭	39円47銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。

具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。